

アジアにおいて大きく変化する税務問題への対応

日本企業のアジア進出はますます活発化している。従来の製造・販売拠点に加えて、地域統括本部の新設ないし再編、サプライチェーンマネジメント、および研究開発拠点の開設など、その進出形態は深化すると共に多様化している。その結果、進出先の国で様々な税務問題、例えば移転価格課税や、税務訴訟問題などが頻発してきている。一方において、税金コストの管理は企業戦略上喫緊の課題である。税務リスクの管理と税金コストの管理、すなわち「タックスマネジメント」は、アジア進出を目指す日本企業において重要な経営課題と言える。税理士法人プライスウォーターハウスクーパースは、グローバルネットワークを使って、日本と進出国の両面から適切なタックスマネジメントを行えるよう、充実したサポート体制を整える。十分な知識と深い経験を有する専門スタッフが、日本企業を支援している。



CEO
公認会計士、税理士 鈴木 洋之氏

アジアに100名を超える専門スタッフ

日本国内に約500名の税務スタッフを有する税理士法人プライスウォーターハウスクーパースは、世界154カ国に161,000人以上の税務、監査、アドバイザリースタッフを抱えるプライ

スウォーターハウスクーパース(PwC)のメンバーファームである。

PwCは、アジア地域12カ国26都市に日本企業サポート部門を設置。約100名の日本人プロフェッショナルをそろえ、日本と連携しながら、シームレスな日本企業の支援体制を整える。

新たな課税リスク：移転価格リスクの顕在化や税務訴訟案件も

「日本からアジア諸国への技術移転や、サプライチェーンの変更に伴って思われる課税が発生する可能性があり、移転価格の適用を含む税務リスクの管理に慎重な検討が必要です。進出先、とりわけ中国、インド、インドネシアなどの国々においては、日本企業と現地税務当局との係争も数多く発生しています。一方において、海外子会社からの受取配当益不算入制度の導入は、現地税金負担額がグループ全体の実効税率に影響を与えることになり、従来にも増して税金コストの管理が重要となってきています」と語るのはCEOの鈴木洋之氏だ。

総合的な移転価格課税の対応策で税務リスクに備える

アジアの最近の傾向として、中国をはじめ各国の税務当局が歳入拡大のため、特に移転価格課税に積極的になっている。物の価格だけでなく、無形資産の移転や役務提供も移転価格課税の対象となることに注意すべきである。日系企業の進出が増加するインドネシアでも高額の課税処分が増加しており、PwCは、リードアドバイザーとして多くの事例をサポートしている。

移転価格課税では、企業と税務当局の「価格」に対する見解の相違が原因となるため、取引規模の大きい企業の場合、何百億円もの課税が生じる可能性がある。また、アジア各国では移転価格執行の歴史が浅く、税務調査や相互協議(各國税務当局間の協議)などが先進国のようにスムーズに運ばない事が多く、課税リスクを軽減するためには事前に会社自らが移転価格課税リスクを認識し、移転価格に関する社内ポリシーの整備や「文書(資料)」を作成しておくこと

が重要となる。さらに現地個別の移転価格対応だけではなく、本社で集中管理し、各國間で矛盾のないグローバルな移転価格ポリシーを整備し、グループ全体として移転価格リスクを減らす事に注力すべきである。「本社で海外子会社も含めた移転価格の方針をきめ、関連文書を整備しておかなければ、結果的に日本での移転価格課税リスクが高まってしまう可能性があります。私どもPwCでは、各國での個別税務調査対応や相互協議支援は当然のことながら、移転価格課税リスクを本源的に軽減させるため、本社がとるべき総合的な対策を積極的にアドバイしています」と鈴木氏は言う。

日本企業の国際競争力を高める税金コストの管理：実効税率マネジメント

これまで日本の経営者の多くは税金を聖域と見なし、欧米企業に比べて税金コストの管理には関心が低かったと言う。「企業倫理に反するのは言語道断ですが、税金コストに目を向けなくては、欧米企業の後塵を拝す結果となります。税金はコストである、との意識をしっかりと持ち、積極的に管理していく姿勢が重要です。欧米の多国籍企業は、専門知識を有するスタッフを随所に配置し税金コストの圧縮に日々取り組んでいます。日本企業の国際競争力を高めるため、私どもPwCは、税務リスクと税金コストを総合的に管理する、『実効税率マネジメント』を提言しています」と鈴木氏は言う。

実効税率マネジメントとは、各国で発

■ アジア諸国の移転価格税制

国	文書化義務	加算税他	APA制度の活用の程度
オーストラリア	有	10~50%の加算税	広く活用されている
中国	有	特別金利適用(50~500%)	広く活用されている
香港	無	一般的な罰則に使用されるレート適用	活用は限定的
インド	有	取引額の2%および100~300%の加算税	活用されていない
インドネシア	有	一般的な罰則に使用されるレート適用	今後活用される見込み
日本	無	10~35%の加算税	広く活用されている
韓国	有	一般的な罰則に使用されるレート適用	広く活用されている
マレーシア	有	一般的な罰則に使用されるレート適用	活用されている
フィリピン	無	25%の加算税および20%の金利	APA制度無し
シンガポール	無	一般的な罰則に使用されるレート適用	活用されている
台湾	有	200~300%の加算税	活用は限定的
タイ	無	最大100%の加算税および18%の金利	活用されている

(税理士法人プライスウォーターハウスクーパース作成)

生している税金を掌握、分析し、その上で様々な手法により税務リスクを増大させることなく合法的、合理的に税金コストを圧縮する総合的税務管理手法(タックスマネジメント)のことである。

では、具体的にどのように税金コストを圧縮していくのだろう。先にあげた、移転価格課税対策において本社が一元的に管理することもその一つである。例えば、サプライチェーンの変更が行われた場合、機能とリスクの再構築により、より税率の低い国により多くの所得が分配される結果となり、グループ全体としての税金コストの負担が軽減されることがある。また、アジア進出を目的としてM&Aを実行する場合、適切な買収方法

を選択することにより、予想していた税金コストよりも安い税金コストでM&Aを実現させることも可能となる。

「税金の問題は「リスクとコスト」の管理の問題です。税金はキャッシュフローから資本利益率まで幅広く影響するため、適切なタックスマネジメントは経営戦略上重要課題の一つと言えます。私どもPwCは、アジア各国で起こっている税務の最新情勢を適宜把握し、日本本社が経営戦略としてるべき正しいタックスマネジメントを提言し、もって日本企業の発展に貢献していきたいと考えています」と鈴木氏は今後の抱負を強く語った。



税理士法人プライスウォーターハウスクーパース
〒100-6015 東京都千代田区霞が関3-2-5 霞が関ビル15階
TEL.03-5251-2400 FAX.03-5251-2975 E-mail:pwcjapan.taxpr@jp.pwc.com
<http://www.pwc.com/jp/tax>